

対象データ

- ・道路通行規制情報
- ・食品営業許可情報
- ・地盤情報（ボーリングデータ・土質試験結果など）

検討メンバー（順不同）

オープンデータ有識者

大向主査（国立情報学研究所）、庄司委員（GLOCOM）

自治体・府省

静岡市、福岡市、広島市、福井県、新潟県、会津若松市、大阪市、東京都
総務省、経済産業省

民間企業・組織

社員企業、活用予定の企業・組織（各回内容に合わせて）

1.道路通行規制情報

背景

- ・静岡市が「しずみちinfo」を作成し、全国への展開を検討
- ・公開自治体が少ない（公開の取組みが始まった段階）
- ・更新頻度が高いデータに沿った提供方法の検討が必要

静岡市道路通行規制情報 しずみち info スマートフォン版はこちら 最終更新 2017/11/08 13:56

Google提供情報: 交通状況 住所・目標物・郵便番号から位置を検索します 検索 道路規制情報

規制区分

- 事前規制 災害規制
- 気象規制 その他規制
- 工事規制
- 予告規制
- その他規制
- イベント規制
- 迂回路

規制種別

災害区分

その他情報

新着情報

日時	規制種別	対象	規制開始日	規制原因	規制種別
11/08 06:30	工事規制 予告	対象: 国道1号(旧道) 期間: 11月10日08:30~11月10日	15/06/22 14:48	その他	全面通行止
11/08 06:30	工事規制 予告	対象: 国道1号(旧道) 期間: 11月10日	16/01/06 08:30	工事	全面通行止
11/08 06:30	工事規制 予告	対象: 国道1号(旧道) 期間: 11月10日	14/10/08 16:00	災害(土砂...)	全面通行止

しずみちinfo (静岡市)

【市内の災害や道路工事による通行止めなどの規制情報を地図上に表示するシステム】

出所: しずみちinfo (https://shizuokashi-road.appspot.com/index_pub.html)

新潟県交通規制情報 新潟県土木部

※ご覧になりたい規制情報のアイコンをクリックすると、規制内容が表示されます。
※地図上でマウスをドラッグ&ドロップすると地図の移動ができます。
※『地図の縮尺: 拡大 | 縮小』をクリックすると、縮尺を2段階で切り替えることができます。

◀ 地域選択画面へ戻る 【地図縮尺: 拡大 | 縮小】

◀ 地域選択画面へ戻る 【地図縮尺: 拡大 | 縮小】

路線番号	路線名	規制種別	マップ上の位置
252	2 5 2号	冬季閉鎖	マップ上で位置の確認
289	2 8 9号	冬季閉鎖	マップ上で位置の確認
289	2 8 9号	災害規制	マップ上で位置の確認
291	2 9 1号	冬季閉鎖	マップ上で位置の確認
345	3 4 5号	工事規制	マップ上で位置の確認

新潟県ホームページ | 新潟県土木部ホームページ
Copyright(C)1996-2017 Niigata Prefectural Government. All Rights Reserved.

Webページ上のデータ公開例 (新潟県)

出所: 新潟県交通規制情報 (<http://www.niigata-kotukisei.jp/detail.php?area=1>)

1.道路通行規制情報

検討内容

- ・静岡市など自治体、利活用が見込まれる民間企業等が参加
- ・今後、公開の基準となるフォーマット案及び提供方法（API提供）を検討
- ・整理結果は、参考資料「昨年度報告書一式」資料1 ご参照

1.道路通行規制情報

分科会後の取組み状況

- ・「しずみちinfo」改修のタイミングで、フォーマット案に沿ってデータ項目を見直し
- ・「しずみちinfo」上で大型イベントデータの提供に向け取組み中

大型イベント基本情報や位置情報などと合わせて、イベントによる道路通行規制情報も提供を検討

2.食品営業許可情報

背景

- ・申請に基づく情報であり、全ての都道府県がデータを保有。
- ・公開自治体が広がりつつある
- ・自治体によりデータフォーマットに違いが見られる

食品衛生法に基づく
営業許可申請書例
(福井県)

年 月 日

福井県福井保健所長 様

郵便番号
住所
電話番号
氏名

年 月 日 生
(法人にあっては、法人の名称、主たる
事務所の所在地および代表者の氏名)

営業許可申請書 (新・継続)

食品衛生法第52条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業所の所在地	電話番号	
営業所の名称等		
営業設備の概要	施設の配置図 (主要機械、器具、給水設備および便所を必ず記載すること) 使用水の種別 (自家水の場合は、水質検査成績書添付)	別紙のとおり
食品衛生責任者の 氏名・資格・番号		
申請の目的 (新設・改築等)		
	許可番号およびその年月日	営業の種類
1		
2		
3		
4		
5		
申請者の 欠格事項	(1)食品衛生法またはこの法律に基づく 処分に違反して罰に処せられ、その 執行を終り、または執行を受ける ことがなくなった日から起算して2 年を経過しないこと。	
	(2)食品衛生法第55条第1項または第 56条の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2 年を経過しないこと。	

備考 1 申請者 (申請者が法人であるときは、その代表者) が自署する場合には、押印が不要です。
2 許可番号およびその年月日の欄は、継続の許可の申請のみ現に受けている許可の番号およびその年月日を記載してください。
3 申請者の欠格事項の欄には、該当する事実 (法人にあってはその業務を行う役員に係る事実を含む。) がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。
4 新規の許可申請の場合は、次のとおりとしてください。
ア 法人にあっては、法人の登記事項証明書を添付してください。
イ 特殊な製品を製造するときは、原料品分量表および製造方法の概要を添付してください。
ウ 食品衛生責任者が有資格者であるときは、その免許証等を提示してください。
エ 短期間の営業であるときは、申請の目的の欄に営業期間を併せて記入してください。

出所：福井県 食品営業許可申請書 (法)

2.食品営業許可情報

検討内容

- ・福井県・東京都・福岡市など公開自治体、利活用が見込まれる民間企業等が参加。
- ・公開側の保有する項目、利活用側の欲しい項目を議論し、フォーマット案を作成。
- ・BODIKなど他検討組織との連携が必要。
- ・整理結果は、参考資料「昨年度報告書一式」資料3 ご参照

3.地盤情報

検討内容

※国交省のフォーマットに従ったデータの公開を如何に普及させるかに注力

- ・全地連、静岡県など公開自治体、利活用が見込まれる民間企業等が参加。
- ・地盤調査の仕様書に電子納品とポータル登録を記載する案が挙げられた。
- ・地価の公開により影響があっても、行政側に責任がないことを周知すること。予め調査の仕様書に公表をすることを記載すること等が示された。
- ・整理結果は、参考資料「昨年度報告書一式」資料2 ご参照

分科会後の取組み状況

- ・引き続き、各方面でフォーマットの普及・促進に取り組市中